

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準について(令和5年5月8日より適用)

西原町教育委員会
参照:厚生労働省通知

＜有症状の場合＞ 発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで

	発症日	発 症 後						
	0日目 (ゼロ日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後1日目に 軽快した場合	有症状	軽快	軽快後 1日				療養解除	
発症後2日目に 軽快した場合	有症状	有症状	軽快	軽快後 1日			療養解除	
発症後3日目に 軽快した場合	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後 1日		療養解除	
発症後4日目に 軽快した場合	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後 1日	療養解除	
発症後5日目に 軽快した場合	有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後 1日	療養解除

＜無症状の場合＞ 検体を採取した日から5日を経過するまで

0日目(ゼロ日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
検体を採取 した日						療養解除

○「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、風邪症状(せきや鼻水等)が改善傾向にあることです。

○「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」とは、発症した日や症状が軽快した日を0日とし、カウントします。(上記図を参照)

○出席停止の期間については、「学校保健法施行規則の一部を改正する省令の施行による(通知)」により作成しておりますので出席停止の期間の短縮は想定されてません。